

○藤岡市空家等の適正管理に関する条例

平成29年3月3日

条例第4号

藤岡市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年条例第44号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（当事者間における解決の原則）

第3条 空家等に関し生ずる問題は、当該問題の当事者間において解決を図ることを原則とする。

（協議会）

第4条 法第7条第1項の規定に基づき、藤岡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会の委員は、再任されることができる。

6 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項

は、規則で定める。

(応急措置)

第5条 市長は、空家等について、人の生命、身体及び財産に危害が及ぶことを回避するために緊急の措置が必要であると認めるときは、当該空家等に対し、必要な最低限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講ずるときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあつては、公告)をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により講じた措置に要した費用を所有者等に請求するものとする。

4 市長は、第1項の規定により措置を講じたときは、当該措置の内容を協議会に報告するものとする。

(警察その他の関係機関との連携)

第6条 市長は、緊急を要するときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。